平成24年第10回岩手町農業委員会総会会議録【閲覧用】

１、平成24年第10回岩手町農業委員会総会は、平成24年3月21日、午後１時30分、岩手町役場第４会議室に招集された。

１、今回会議に提出された議案は、次のとおりである。

（１）　議案第１号　農地法第３条第１項の規定による許可申請に対する可否の決定について
（２）　議案第２号　農地法第４条第１項の規定による許可申請に対する意見の決定について
（３）　議案第３号　農地法第５条第１項の規定による許可申請に対する意見の決定について
（４）　議案第４号　農地法の適用外証明に対する可否の決定について
（５）　議案第５号　農業経営基盤強化促進事業に伴う岩手町農用地利用集積計画の策定に対する可否の決定について
（６）　議案第６号　農作業労働標準額の改訂に伴う可否の決定について

１、本日の出席委員は、次のとおりである。

２番　幅　　清一
３番　佐々木　金見
４番　田中　正志
５番　國枝　金一
６番　佐々木　由和
７番　黒澤　金一
８番　太布　光則
９番　岩舘　修一
10番　澤村　博美
11番　中村　重信
13番　千葉　靜子
14番　遠藤　幸夫
16番　福士　好子
17番　今松　利雄
18番　松本　良子(職務代理)
(議長)19番　福島　昭士(会長)

１、本日の欠席委員は、次のとおりである。

１番　横澤　稔秋
12番　細野　清悦
15番　井戸　ツヨミ

１、職務のため会議室に出席した農業委員会事務局の職員は、次のとおりである。

農業委員会事務局長　　千葉　照雄
農地振興係主幹　　遠藤　信男
副主幹　　川村　祐子
主　任　　山中　寿行

（開会時刻　午後１時30分）

議　　長　ただいまから第10回岩手町農業委員会総会を開会いたします。ただいまの出席委員は16名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。なお、本日の欠席通告者は、１番横澤稔秋委員、12番細野委員、15番井戸ツヨミ委員の３名であります。

議　　長　会議録署名委員及び書記の指名を行います。会議録署名委員及び書記は、会議規則第13条の規定により当職より指名することにご異議ございませんか。

（なしの声）

議　　長　異議なしと認め、当職より指名いたします。17番今松利雄委員、18番松本良子委員のご両名にお願いいたします。また、書記は事務局の山中主任にお願いいたします。

議　　長　本日の総会は、配布してあります議案６件の提出があります。お諮りします。議案６件を議題とすることにご異議ありませんか。

（なしの声）

議　　長　異議なしと認め、議案６件を議題とすることに決定いたしました。

議　　長　議案第１号農地法第３条第１項の規定による許可申請に対する可否の決定について、であります。事務局の説明を求めます。

事　務　局　資料については、２ページとなっております。農地法第３条の規定による農地等の賃貸借権設定許可について、であります。受付番号86番、土地の所在は、大字川口第３地割、登記地目、田４筆、登記面積合計3,688㎡となっております。借受人は、大字久保第10地割の65歳の男性の方です。貸出人は、大字川口第５地割の67歳の女性の方です。理由は、労力不足により耕作できないためとなっております。借受人の耕作面積は、44,086㎡となっております。家族数は６人で耕作者数は３人となっております。期間は、許可日から平成28年12月31日まで、10a当り

10,000円となっております。

次に、受付番号88番、土地の所在は、大字一方井第13地割、登記地目、畑、登記面積4,764㎡となっております。借受人は、大字一方井第５地割の55歳の男性の方です。貸出人は、大字一方井第13地割の88歳の男性の方です。理由は、高齢で耕作できないためとなっております。借受人の耕作面積は、24,358㎡となっております。家族数は10人で耕作者数は４人となっております。期間は平成24年４月１日から平成33年12月31日まで、総額40,000円となっております。

次に、受付番号89番、土地の所在は大字川口第20地割、登記地目、田５筆、登記面積合計7,895㎡となっております。借受人は、大字川口第28地割の農業生産法人です。貸出人は、大字川口第15地割の84歳の男性の方です。理由は、高齢で耕作できないためとなっております。借受人の耕作面積、54,207㎡となっております。家族数、耕作者数とも４人となっております。期間は、許可日から平成33年12月31日まで、10a当り5,000円となっております。

次に、農地法第３条の規定による農地等の所有権移転・贈許可についてであります。受付番号85番、土地の所在は大字川口第３地割、登記地目、田、登記面積、932㎡となっております。譲受人は、大字川口第６地割の74歳の男性の方です。譲渡人は、大字川口第５地割の67歳の女性の方です。理由は、労力不足により耕作できないためとなっております。譲受人の耕作面積は、16,177㎡となっております。家族数は、６人で耕作者数は２人となっております。

次に、受付番号87番、土地の所在は大字黒内第１地割、登記地目、畑、登記面積、947㎡となっております。譲受人は、大字黒内第２地割の63歳の男性の方です。譲渡人は、北海道網走市の66歳の女性の方です。理由は、以前借りたことがあり、今回取得する、町外に居住のため管理できないためとなっております。譲受人の耕作面積は、25,888㎡となっております。家族数は、２人で耕作者数は１人となっております。４ページには、大字川口第３地割の図面、５ページには大字一方井第13地割の図面、６ページには大字川口第20地割の図面、７ページには大字黒内第１地割の図面、８ページには大字川口第３地割の図面を添付しておりますので、参照してください。なおこの件につきましては、現地調査をしておりますので担当委員の方からも報告していただきます。以上、説明を終わりますが、受付番号85番、86番の２件につきましては、今日欠席されている15番井戸担当委員から状況の報告を受けていましたので、私から報告いたします。受付番号85番、86番につきましては、労力不足により耕作出来ないためです。現在、農地は全て耕作しており農機具及び労働力は確保されております。本人も含めた世帯員は基本的な農作業に従事しております。周辺の農地への影響や地域への影響についても、支障が無いものと判断されます。よって、今回の案件は法令等の審査基準に照らして、遵守されていると確認しております。以上、報告を終わります。

議　　長　説明が終わりました。続いて、現地調査の報告を代表委員からお願いいたします。

14番遠藤委員　議案第１号３条申請の受付番号88番について、私の担当地区でありますので、14番遠藤より現地調査の結果を報告いたします。地区は、中田地区であります。現地は一方井城の近くのリンゴ畑で、今でも40本位残っているようですが、これを伐採して耕作予定であります。本人も含めた家族で、農業に従事しており、農機具及び労働力は確保されています。周辺の農地への影響や地域への影響についても、支障がないものと判断され、法令等の審査基準にてらして、遵守されていると確認しております。以上です。

13番千葉委員　議案第１号３条申請の受付番号89番について、私の担当地区でありますので、13番千葉より現地調査の結果を報告いたします。地区は、秋浦地区であります。現地は、川口小学校から南山形方面に向かって左手にあり道路から見える場所で、本案件の農地は耕作予定であります。農業生産法人でありますので、役員全員で農業に従事しており、農機具及び労働力は確保されています。周辺の農地への影響や地域への影響についても、支障が無いものと判断され、法令等の審査基準に照らして、遵守されていると確認しております。
以上です。

３番佐々木委員　議案第１号３条申請の受付番号87番について、私の担当地区でありますので、３番佐々木より現地調査の結果を報告いたします。地区は、黒内地区であります。現地は、広域農道と一方井ダムへの入り口から入って八幡平市との境になります。この農家では、本案件の農地は耕作予定であります。本人も含めた家族で、農業に従事しており、農機具及び労働力は確保されています。周辺の農地への影響や地域への影響についても、支障がないもの判断され、法令等の審査基準に照らして、遵守されていると確認しております。以上です。

議　　長　現地調査の報告が終わりました。質疑に入ります。質疑ございませんか。

14番遠藤委員　受付番号87番について、譲渡人と譲受人の関係は兄弟と認識しておりますがそれでよろしいでしょうか。また、譲渡人の農地はこれ以外にまだありますか。

３番佐々木委員　関係は兄弟です。農地については、この他にありません。

議　　長　他にございませんか。

（なしの声）

議　　長　ないようですので質疑を打ち切り、採決に入ります。議案第１号農地法第３条第１項の規定による許可申請に対する可否の決定について原案のとおり可と決定する

ことについて、ご異議ございませんか。

（なしの声）

議　　長　異議なしと認め、原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議　　長　続きまして、議案第２号農地法第４条第１項の規定による許可申請に対する意見の決定について、別紙のとおり、農地法施行令第７条の第１項の規定により意見を求める、の件でございます。事務局の説明を求めます。

事　務　局　資料については、10ページとなっております。農地法第４条の規定による農地等の転用申請許可について、であります。受付番号４番、土地の所在が大字江刈内第31地割、登記地目、田、登記面積6,417㎡、申請人は大字沼宮内第９地割の49歳の男性の方です。転用の目的は、植林6,417㎡となっております。カラマツを2,000本から2,500本植林したいということす。

次に、受付番号5番、土地の所在が大字五日市第８地割、登記地目、田、申請面積460㎡となっております。申請人は、大字五日市第８地割の70歳の女性の方です。転用目的は、一般住宅の建築となっております。居宅１棟148㎡です。この件は、河川改修工事による立退きのためとなっております。11ページには、大字江刈内第31地割の図面、12ページには大字五日市第８地割の図面を添付しておりますので参照してください。なお、この件につきましても現地調査をしておりますので代表委員の方から報告をお願いします。以上説明を終わります。

議　　長　説明が終わりました。続いて、現地調査の報告を代表委員からお願いいたします。

６番佐々木委員　議案第２号受付番号４番、５番の２件について、現地調査の結果を報告いたします。現地確認は、私と５番國枝委員、11番中村委員、及び事務局２名で確認してまいりました。受付番号４番については、場所は岩瀬張地区で国道から入って商店のあるところから500mのところです。現在は荒れていまして松や柳が生えている状態の水田であります。周りを山林、原野に囲まれ生産性が低い農地と判断してまいりました。転用目的は、カラマツを植林するということでありました。

次に、受付番号５番については、場所は新町地区で新町橋を渡りすぐ左に入った奥になります。県の北上川の改修工事に伴い、立ち退きのため所有している農地に新たに家を建てるということでした。土地の利用状況、計画の内容、周辺農地への影響など、いずれについても問題が無く、法令等の審査基準を遵守しており、現地の状況、周辺地域との関係も問題ないものと確認しております。以上です。

議　　長　現地調査の報告が終わりました。質疑に入ります。質疑ございませんか。

（なしの声）

議　　長　ないようですので質疑を打ち切り、採決に入ります。議案第２号農地法第４条第１項の規定による許可申請に対する意見の決定について、を原案のとおり可とする意見に決定することについて、ご異議ございませんか。

（なしの声）

議　　長　異議なしと認め、原案のとおり可とする意見に決定いたしました。

議　　長　続きまして、議案第３号農地法第５条第１項の規定による許可申請に対する意見の決定について、を議題といたします。別紙のとおり、農地法施行令第15条第１項の規定により提出された許可申請について、同条第２項の規定により意見の決定を求める。の件でございます。事務局の説明を求めます。

事　務　局　資料については、14ページとなっております。農地法第５条の規定による農地等の所有権移転に関する許可について、であります。受付番号が９番、土地の所在は大字子抱第１地割、登記地目は畑、登記面積46㎡となっております。譲受人が八幡平市大更の35歳の男性の方です。譲渡人は大字子抱第１地割の71歳の男性の方です。転用目的が宅地の拡張で駐車場46㎡となっております。大字子抱第１地割の図面を添付しておりますので参照してください。なお、この件につきましては、現地調査をしておりますので、現地調査員の方からも報告をお願いします。以上説明を終わります。

議　　長　事務局より説明が終わりました。それでは、現地調査の報告を代表委員からお願いいたします。

６番佐々木委員　議案第３号受付番号９番について現地調査の結果を報告いたします。現地確認は、私と５番國枝委員、11番中村委員、及び事務局２名で確認してまいりました。場所は、横田地区です。宅地の拡張で、駐車場と取り付け道路のための転用ということです。面積も小さく、形もいびつで、農地としての利用も難しいと判断しました。いずれの法令等の審査基準を遵守しており、現地の状況、周辺地域との関係も問題ないものと確認しております。以上です。

議　　長　現地調査の報告が終わりました。質疑に入ります。質疑ございませんか。

（なしの声）

議　　長　ないようですので質疑を打ち切り、採決に入ります。議案第３号農地法第５条第１項の規定による許可申請に対する意見の決定について、を原案のとおり可とする意見に決定することについて、ご異議ございませんか。

（なしの声）

議　　長　異議なしと認め、原案のとおり可とする意見に決定いたしました。

議　　長　続きまして、議案第４号、農地法の適用外証明に対する可否の決定について、別紙のとおり、農地法の適用外証明が提出されたので、可否の決定を求める、の件でございます。事務局の説明を求めます。

事　務　局　資料については、16ページとなっております。非農地証明について、であります。受付番号は18番、土地の所在は、大字江刈内第20地割、登記地目、畑、登記面積147㎡となっております。申請人は、大字沼宮内第２地割の41歳の女性の方です。利用状況は、昭和59年頃から雑種地にしてしまったとのことです。大字江刈内第20地割の図面を添付しておりますので、参照してください。なお、この件につきましては、現地調査をしておりますので、現地調査員の方からも報告をお願いします。以上説明を終わります。

議　　長　事務局の説明が終わりました。ここで、現地調査の報告を代表委員からお願いします。

６番佐々木委員　議案第４号受付番号18番について、今回の現地調査は、私、５番國枝委員と11番中村委員と事務局２名により、行いました。場所は大坊地区です。大坊の屯所の隣で今は消防ホースの乾燥塔と防火水槽、駐車場として使用していました。現在の状態になってから、20年以上経っており農地としての復元も難しいと判断してまいりました。現地は、いずれも法令等の審査基準を遵守しており、農地の状況からみても、周囲の状況からみても問題なく、判断してまいりました。以上です。

議　　長　現地調査の報告が終わりましたので、質疑に入ります。質疑ございませんか。

（なしの声）

議　　長　その他ございませんか。ないようですので質疑を打ち切り、採決に入ります。議案第２号　農地法の適用外証明に対する決定については、可とすることに、ご異議ございませんか。

（なしの声）

議　　長　異議なしと認め、可とすることに決定いたしました。

議　　長　次に、議案第５号農業経営基盤強化促進事業に伴う岩手町農用地利用集積計画の策定に対する意見の決定について、農業経営基盤強化促進法第18条第１項に基づき、岩手町長より別紙のとおり策定したい旨の申し出があった平成23年度岩手町農用地利用集積計画について、農業委員会の意見の決定を求める、の件でございます。事務局の説明を求めます。

事　務　局　資料については、18ページとなっております。利用権設定であります。受付番号12番、利用権の設定を受ける者が、大字土川第１地割の54歳の男性の方でございます。利用権を設定する者が、大字土川第１地割の64歳の男性の方でございます。利用権を設定する土地の所在は、大字土川第１地割。現況地目は田、認定面積2,722㎡となっております。契約期間は平成24年３月21日から平成33年12月31日までとなっております。作物は水稲となっております。権利の種類は、使用貸借権設定となっております。大字土川第１地割の図面と19ページには、農用地利用集積計画を添付しておりますので、参照してください。以上で説明を終わります。

議　　長　事務局の説明が終わりました。質疑ございませんか。

（なしの声）

議　　長　ないようですので質疑を打ち切り、採決に入ります。議案第５号農業経営基盤強化促進事業に伴う岩手町農用地利用集積計画の策定に対する意見の決定について、原案のとおり可とする意見に決定することについて、ご異議ございませんか。

（なしの声）

議　　長　異議なしと認め、原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議　　長　議案第６号「農作業労働標準額の改定に伴う可否の決定について」別紙のとおり岩手町農作業労働力調整協議会より、平成24年度農作業労働標準額の改定に伴う原案が提出されたので可否の決定を求める。事務局の説明を求めます。

事　務　局　最初に資料の訂正をお願いします。資料の20ページの議案第６号の平成23年度農作業労働標準額を平成24年度に訂正をお願いします。資料については、21ページをご覧ください。この件につきましては、２月20日の農政小委員会で協議し、その後

３月１日岩手町農作業労働力調整協議会で決定した内容でございます。協議会の意見としまして、２．機会の部の乾燥（30kg）については、新岩手農業組合に合わせた方が良いという意見から水分19.0%～21.9%が350円を400円に、水分22.0%～23.9%が380円を450円に、水分24.0%以上が410円を500円に改正しその他につきましては据え置きと決定しました。平成24年度農作業賃金標準額表につきましては、４月に町内に各戸配付で情報提供することにしております。以上で説明を終わります。

議　　長　説明が終わりましたので、質疑に入ります。何かございませんか。

（なしの声）

議　　長　異議なしと認め、可とする意見に決定いたします。

議　　長　この際ですので、その他として委員の皆さんから又、事務局から何かありませんか。

（なしの声）

議　　長　ないようですので、以上で本日の会議に付された議案は、全て終了いたしました。これで本日の会議を閉じ、第10回岩手町農業委員会総会を閉会いたします。

（閉会時刻　午後２時02分）

会議の次第を記載したものであるが、その内容の真正なることを認め、ここに署名押印する。

議長　　印

17番　　印

18番　　印